

国民健康保険被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

更新のお知らせ

現在交付している「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。8月から使用できる保険証を7月下旬に郵送しますので、8月1日以降は新しい保険証をご使用ください。

なお、有効期限の切れた保険証は使用できませんので、住民生活課または各支所にお返しください。

〈国民健康保険証〉

保険証は世帯主宛てにお送りします。

▼保険税納付を忘れずに

特別な事情もなく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合には、保険証の制限を受けることがあります。

▼保険証が変更となったときは

那須町国民健康保険から社会保険等に保険証が変更となったときは、届け出が必要となりますので、新たに加入した保険証、国民健康保険証および印かんを持参の上、住民生活課または各支所へ届け出てください。

届け出をしない場合、国民健康保険税は賦課され続けることとなりますので、変更となった日から14日以内に必ず届け出てください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係
☎ 6909

〈後期高齢者医療制度〉

保険証は加入している方宛てに、お送りします（封筒の色は茶色）。

▼次の方には認定証を同封します
・過去に「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が基準額未満の方

・過去に「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が基準額未満の方

所得区分が現役並み所得者1または2（※）に該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合

は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。該当する方は、住民生活課窓口で申請してください。
※現役並み所得者1とは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）で、現役並み所得者2とは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）です。

▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合
☎ 028・627・6805

○住民生活課医療保険係
☎ 6909

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給には申請が必要です

児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給します。

▼対象 次のいずれかに該当する18歳になった後の最初の3月31日までの児童（障がいの程度によって20歳まで）を監護・養育している方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・母が未婚の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童

・父または母が一定程度の重度の障害の状態にある児童 など

▼すでに支給している方
8月中旬に「児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送します。

特別児童扶養手当

精神または身体が中程度以上の

障がいのある児童を監護する父母または、その児童を養育している方に支給します。

▼対象 精神または身体が中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父または、その児童を養育している方

▼すでに支給している方
8月12日から9月11日までの間に「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送します。

共通事項

※「児童扶養手当現況届」、「特別児童扶養手当所得状況届」は、期間内に必ずご提出ください。

▼新たに申請する方

手当を受給するためには、認定請求（申請）が必要です。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合があります。また、所得が限度額を上回っていたこと等により、申請をしなければ、その後の住所や所得の変動等により、手当を受給できる場合がありますので、ご相談ください。

▼所得制限 受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合など、状況により支給されない場合もあります。

▼申請・問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎ 6908